

議案第 2 号

湯河原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 等の一部改正について

湯河原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を
改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 13 日 提出

湯河原町長 富 田 幸 宏

（提案理由）

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給する
ため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(湯河原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 湯河原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年湯河原町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。
第14条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第14条の2 給与条例第16条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第24条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第24条の2 給与条例第16条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(湯河原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 湯河原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年湯河原町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(湯河原町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 湯河原町職員の育児休業等に関する条例(平成4年湯河原町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項中「(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第6条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改め、「部内の」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

湯河原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部
を改正する条例新旧対照条文

○湯河原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第1条関係）

現 行	改 正 後	備 考
(会計年度任用職員の給与) 第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び<u>期末手当</u>をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬及び<u>期末手当</u>をいう。 2 (略) 3 (略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第24条 給与条例第15条から第15条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給	(会計年度任用職員の給与) 第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。 2 (略) 3 (略) <u>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u> <u>第14条の2 給与条例第16条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u> <u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u> (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第24条 給与条例第15条から第15条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）について準用する。この場	

現 行	改 正 後	備 考
与条例第15条第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 2 （略） 3 （略）	合において、給与条例第15条第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 2 （略） 3 （略） <u>（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</u> <u>第24条の2 給与条例第16条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均</u>	

現 行	改 正 後	備 考
	<u>衡を考慮して町長が規則で定める額を除く。)</u>の1月当たりの平均額』と読み替えるものとする。 <u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u> 附 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。	

○湯河原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第2条関係）

現 行	改 正 後	備 考
（会計年度任用職員の給与及び費用弁償） 第4条 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 報酬及び期末手当 (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 給料、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当 2 (略) 3 (略)	（会計年度任用職員の給与及び費用弁償） 第4条 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u> (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 給料、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u> 2 (略) 3 (略) 附 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。	

○湯河原町職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第3条関係）

現 行	改 正 後	備 考
(期末手当等の支給) 第5条の3 (略) 2 湯河原町職員の給与に関する条例第16条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整) 第6条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(規則に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。	(期末手当等の支給) 第5条の3 (略) 2 湯河原町職員の給与に関する条例第16条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整) 第6条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(規則に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。 附 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。	